

令和5年

第3回区議会定例会提出案件概要

(条例関係)

議案番号	件名	概要
第75号議案	令和5年11月における新宿区長等の給料の特例に関する条例	令和5年11月における区長及び副区長の給料について、次に掲げる額を減額する。 (1) 区長 100分の30を乗じて得た額 (2) 副区長 100分の20を乗じて得た額 [施行日] 公布の日

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
第76号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立高田馬場シニア活動館 イ 位置 東京都新宿区高田馬場三丁目39番29号 (2) 指定する団体 ア 名称 生活協同組合・東京高齢協 イ 主たる事務所の所在地 東京都豊島区南大塚三丁目43番12号 (3) 指定の期間 令和5年11月1日から令和10年3月31日まで
第77号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立戸山シニア活動館 イ 位置 東京都新宿区戸山二丁目27番2号 (2) 指定する団体 ア 名称 社会福祉法人奉優会 イ 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号 真井ビル (3) 指定の期間 令和5年11月1日から令和10年3月31日まで
第78号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立早稲田南町地域交流館 イ 位置 東京都新宿区早稲田南町50番地 (2) 指定する団体 ア 名称 生活協同組合・東京高齢協 イ 主たる事務所の所在地 東京都豊島区南大塚三丁目43番12号 (3) 指定の期間 令和5年11月1日から令和10年3月31日まで
第79号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立西早稲田地域交流館 イ 位置 東京都新宿区西早稲田一丁目22番2号 (2) 指定する団体 ア 名称 株式会社マミー・インターナショナル イ 主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地 グランビュービル5階

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
		(3) 指定の期間 令和5年11月1日から令和10年3月31日まで
第80号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立下落合地域交流館 イ 位置 東京都新宿区下落合三丁目12番33号 (2) 指定する団体 ア 名称 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区北新宿三丁目27番6号 (3) 指定の期間 令和5年11月1日から令和10年3月31日まで
第81号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立中町地域交流館 イ 位置 東京都新宿区中町25番地 (2) 指定する団体 ア 名称 丸善雄松堂株式会社 イ 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋二丁目3番10号 (3) 指定の期間 令和5年11月1日から令和10年3月31日まで
第82号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立北山伏地域交流館 イ 位置 東京都新宿区北山伏町2番17号 (2) 指定する団体 ア 名称 株式会社日本デイケアセンター イ 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田猿楽町二丁目2番3号 (3) 指定の期間 令和5年11月1日から令和10年3月31日まで
第83号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立北山伏児童館 イ 位置 東京都新宿区北山伏町2番17号 (2) 指定する団体 ア 名称 ライクキッズ株式会社

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
		<p>イ 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト</p> <p>(3) 指定の期間 令和5年11月1日から令和10年3月31日まで</p>
第84号議案	公の施設の指定管理者の指定について	<p>公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。</p> <p>(1) 公の施設 ア 名称 新宿区立中町児童館 イ 位置 東京都新宿区中町25番地</p> <p>(2) 指定する団体 ア 名称 社会福祉法人新栄会 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区百人町三丁目21番14号</p> <p>(3) 指定の期間 令和5年11月1日から令和10年3月31日まで</p>
第85号議案	公の施設の指定管理者の指定について	<p>公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。</p> <p>(1) 公の施設 ア 名称 新宿区立早稲田南町児童館 イ 位置 東京都新宿区早稲田南町50番地</p> <p>(2) 指定する団体 ア 名称 社会福祉法人新栄会 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区百人町三丁目21番14号</p> <p>(3) 指定の期間 令和5年11月1日から令和10年3月31日まで</p>